

休業ユニットの内容【企業包括方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
①休業損失 保険金	<p>補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「○・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。</p> <p>(ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。)</p> <p>復旧期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用^(注1)の合計額から復旧期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします。^(注2)</p> <p>お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した休業ユニットのご契約金額が限度となります。</p> <p>(注1) 標準売上高^{*1}に相当する額の減少の発生および拡大を防止するために補償期間内^{*2}に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。</p> <p>※1 事故発生直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高をいいます。</p> <p>※2 保険金支払の対象となる期間で、特に定めのない場合事故が発生した時に始まり、ただし、12か月を限度とします。</p> <p>(注2) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。</p>	<p><共通の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその他の代理人の故意、重大な過失、法令違反 ●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質など ●復旧・営業の継続に対する妨害 ●差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ●供給者などの倒産 ●自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難 ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。 ●対象敷地内から20mを超える場所に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 など <p><対象物件に生じた次の損害></p> <ul style="list-style-type: none"> ●次の財物に生じた風災・雹災・雪災の事故により生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> a. ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等 b. 建築中の屋外設備・装置 c. 栈橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置 <p><設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的・機械的事故に適用される固有の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象物件の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、蝕、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い ●製造中、加工中の損害 ● 管球類のみに生じた損害 ●汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ● 対象物件の置忘れ、紛失 ●自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定額以上に出ることによって生じた損害 ●対象物件である楽器に生じた次の損害 <ul style="list-style-type: none"> a. 絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損 b. 音色または音質の変化 ●対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害 ●ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害 ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害 ●発酵または自然発熱の損害 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 ●テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など <p><対象物件である商品・製品等に生じた次の損害></p> <ul style="list-style-type: none"> ●冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害 ●万引きによって生じた損害 ●検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害 ●対象物件の受け渡しの過誤などによる損害 ●電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害 など <p><次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水></p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動 ●屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み ●ご契約者、記名被保険者の従業員の故意 ●修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 <p><ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態など></p> <p><次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ●賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断 ●労働争議 ● 脅迫行為 ● 水源の汚染、濁水または水不足 など <p><脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生など></p>
②営業継続費用 保険金	<p>補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「○・○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。^(注3)</p> <p>(注3) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。</p>	<p><次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水></p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動 ●屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み ●ご契約者、記名被保険者の従業員の故意 ●修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 <p><ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態など></p> <p><次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ●賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断 ●労働争議 ● 脅迫行為 ● 水源の汚染、濁水または水不足 など <p><脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生など></p>

① 次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

◎: 事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。 ○: 事故発生日の翌日から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。) ×: お支払いできません。

W → ワイドプラン E → エコミープラン

No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等や 商品・製品等(「休業ユニット」ページ【対象物件】A)						建物、アーケードなど 「休業ユニット」ページ 【対象物件】 B ~ F に掲げる財物	
		建物内		建物外				B	E
		W	E	輸送中・一時持ち出し中	左記以外(野積みなど)		W		
1	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○	○	◎ ^{*2}
2	風災・雹災・雪災	○	○	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○	○ ^{*2}
3	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○	○	◎ ^{*2}
4	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○	○	○	○	◎ ^{*2}
5	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○	○	◎ ^{*2}
6	盗難	○	×	○	×	×	×	×	×
7	水災	○	×	○ ^{*1}	×	×	×	○	×
8	電気的事故、機械的事故	○	×	○	×	×	×	○	×
9	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	×	×	×	○	×

※1 商品・製品等についてはお支払いできません。 ※2 「休業ユニット」ページ【対象物件】F (供給者などが日本国内で占有する財物)についてはお支払いできません。

② 次の事由が発生した結果生じた休業損失など (ワイドプランのみ)

○: 事由が発生した翌日から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

△: 事由が発生した翌日から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。 ×: お支払いできません。

No.	事由の種類	W	E
1	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○	×
2	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○	×
3	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○	×
4	不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○	×
5	対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(ただし、保健所長に届出のあったものに限り、)	△	×
6	対象施設における「O-157」「SARS」などの特定感染症の発生(ただし、保健所長に届出のあったものに限り、)	△	×
7	対象施設が食中毒・特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合の保健所などによる消毒などの措置	△	×

ご注意 対象物件にならない物

●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など